神奈川県職員自主研究グループの活動

「景を観ずる ~mindscape」

神奈川県庁では、勤務時間外に県の政策や日常業務に関し、自由な発想で自主的に研究活動を行う「自主研究グループ」が活発に活動しています。 その中から「景を観ずる~ mindscape」の活動を紹介します。

自主研究グループ「景を観ずる~ mindscape」

(1) グループ名の由来~「景観」とは何か?

当グループ名を初めて聞かれた方は、奇抜なネーミングと思われる方もいるのではないだろうか。 Mindscape (マインドスケープ)という言葉は造園家であり、現在東京都市大学教授の涌井史郎先生の言葉を引用したものである。

涌井先生は、landscape(ランドスケープ)という言葉に対比させて mindscape(マインドスケープ)という言葉を提案されている。もともと landscape(ランドスケープ)という言葉はオランダ語から来ており、風景や景色と訳されることが多い。これに対して mindscape(マインドスケープ)は、風景だとか景色だとかを見て、心の中に浮かんだ心象風景を捉えたものと考えられる。例えば岩波書店の広辞苑によると、「景観」とは、「①風景外観。けしき。ながめ。また、その美しさ。②自然と人間界のこととが入りまじっている現実のさま。」としている。このうち①については landscape(ランドスケープ)的な捉え方、②については mindscape(マインドスケープ)的な捉え方と言えるかもしれない。

広辞苑によると②については、「自然と人間界のこととが入りまじっている」のが景観であり、単に海や山などの自然の景色を捉えたものとは違う。つまり自然と人間の行為(例えば人が里山や森林の手入れをする、田畑の耕作や狩猟を行う、道路や建築物を建設するなど)が入りまじったものを景観として捉えているのである。

(2) グループの発足

筆者は平成19年度から2年間、交流職員として茅ヶ崎市景観まちづくり課に派遣された。ちょうど市では景観まちづくり課が発足した年であり、2年間かけて景観法に基づく景観計画を策定することと、景観条例を改正することが主な仕事の内容であった。

派遣中は茅ヶ崎市職員のみならず、県内の他市町村の景観担当職員や、業務を委託した都市計画コンサルタント、地域でまちづくりを進めている市民団体の市民の方とも関わりあいが出来た。2年間の派遣期間が終了した後も、交流を継続して行きたいという想いがあった。

また平成 16 年に景観法が全面施行されると、全国で景観行政がちょっとしたブームになったが、それから数年が経過して法施行への対応が一段落し、ブームが冷めていく状況があった。そんな中で、今後の景観行政を進めていくためにはどういう方向性で進めて行けばいいのか、という問題意識があった。

平成21年度に茅ヶ崎市への派遣期間が終了し、再び県の組織に戻った時に、当時の県の自治総合研究センターで自主研究グループ活動の支援制度があることを知った。そこで以前景観行政を担当したことがある県職員や、茅ヶ崎市をはじめとする市職員にも声を掛けて、自主研究グループを発足させたのである。

現在は県職員以外に、茅ヶ崎市、藤沢市、鎌倉市、 横須賀市の職員が参加している。

(3) 主な活動概要

当グループでは、月一回程度の定例会を主な活動としている。定例会は午後7時位から2時間程度、各役所の会議室等を借りて持ち回りで運営している。夜



定例会での1コマ

遅いこともあり、目標は1時間半程度で切り上げることにしているが、話がはずむとつい2時間を経過して夜9時を廻ってしまうことも多々ある。

定例会では、各々の自治体が取り組んでいる景観行政の内容や、景観に関わる各種イベント等について、情報交換することを主な内容としている。メンバーからは、日常業務を進める上での裏話が聞ける、他の自治体からアドバイスを受けることが出来て大変有意義であるとの話も聞いている。

また、2年目以降からはこうした活動を基にして報告書を作成してはどうかという話になった。そこで情報交換と共に「湘南・三浦半島地域の景観まちづくりの取り組み」と題した報告書の作成も順次進めることとなった。

(4) アドバイザーによるアドバイスの実施

報告書の作成を進めていく中で、平成23年10月には二人の景観に関わる専門家を招いて、報告書に関するアドバイスを頂いた。

一人は、都市計画コンサルタントで全国各地の自治体の景観計画の策定を行った(株)都市環境研究所の大野整氏である。もう一人は、当県をはじめとして県内の自治体とも景観行政に関して付き合いがある横浜市立大学准教授の鈴木伸治氏である。

2時間程度の短い時間ではあったが、お二人の専門家からは、我々グループのメンバーが思いも付かないような刺激的、先進的な提案を頂くことができた。こうした専門家のアドバイスを頂けるのも、政策研究・大学連携センターの支援制度を活用したからである。

2. かながわの景観行政

(1) 景観行政の始まり

ここでは湘南・三浦半島地区を中心とした県内自治 体の景観行政の始まりを簡単に振り返ってみたい。

昭和6年には、横須賀市内の塚山、衣笠・大楠山、浦賀半島の三地区が風致地区に指定され、その後湘南・三浦半島地区では、着実に風致地区の追加指定がなされた。これらの指定によって、樹林地や海浜地などの良好な自然景観との調和が図られた。



横須賀市内 ヴェルニー公園

昭和39年には、鎌倉市において鶴岡八幡宮の裏山の開発計画に対する反対運動「御谷(おやつ)騒動」が起きた。これは奈良や京都の同様な運動と共に、昭和41年の国会議員による議員立法の「古都における歴史的風土の保全に関する特別措置法(古都保全法)」の制定につながった。

昭和46年には、横浜市で都市デザイン行政を企画



鎌倉市内 若宮大路を望む

調整課の二人の担当者(国吉直行及び岩崎駿介氏)によりスタートさせている。これは条例や計画といったものに頼るのではなく、個別プロジェクト毎に事業調整を図るもので、先進的な取り組みとして特筆される。

昭和55年には、藤沢市の都市計画課内に都市デザインプロジェクトチームが設置され、平成元年の「藤沢市都市景観条例」の制定へとつながっている。また、平成2年には「江ノ島特別景観形成協議会」が発足し、歴史的な観光名所でもある江ノ島地区の景観まちづくりが進められた。



藤沢市内 江ノ島を望む

(2) 本県の取り組み

昭和60年代に入ると、本県では「湘南なぎさプラン」、「いきいき未来相模川プラン」、「やまなみ五湖ネットワーク構想」の三大プランが策定された。これは国道134号の拡幅計画や、さがみ縦貫道路の建設、相模川の河川整備、宮ヶ瀬ダムの建設等が契機となったものであり、広域的な課題を契機にして、総合的な地域政策として展開されたものである。

昭和62年には「魅力ある景観づくり指針」が策定された。地域に密着した景観づくりは市町村の役割が重要としつつ、広域的な景観づくりを県の役割とし、その先導的な考え方を示している。

また同時期には景観形成モデル地区計画策定調査として、景観構造毎に6地区を選定して市町村と共同で調査を行っている。その成果は「景観計画策定マニュアルII」に反映されている。

(3) 景観法制定から現在まで

平成 16 年に景観に関わる初の総合的な法律である 景観法が制定されると、県内の景観行政にも積極的な 取り組みが見られた。

平成17年に茅ヶ崎市では、えぼし岩などの眺望景観が得られる海水浴場前に高さ45メートルのマンションを建設する計画が持ち上がった。市民団体による大規模な反対運動が展開され、市の景観まちづくり審議会では、計画地においてバルーンを用いた景観シミュレーションを実施した。最終的に計画は中止となり、市民による景観まちづくりの取り組みの契機となった。

平成18年に本県では「神奈川県景観条例」を施行し、翌年には同条例に基づく「神奈川景観づくり基本方針」と、公共施設整備のガイドラインとなる「公共事業における景観づくりの手引き」を策定した。また、本県では県内の市町村すべてが景観行政団体になることを推奨し、市町村の景観計画の策定等で積極的な支援を行っている。



茅ヶ崎市内 国道 134号

平成 18 年には横須賀市で景観法に基づく景観計画を策定し、翌平成 19 年には鎌倉市と藤沢市で、平成 20 年には茅ヶ崎市で景観計画が策定された。各自治体により景観計画が策定されると、景観地区、景観重要公共施設、景観重要樹木・建造物の指定等が順次なされていった。

県内の景観法に基づいた取組み

景観行政団体	横浜市、川崎市、相模原市、横	24 市町
	須賀市、真鶴町、平塚市、小田	
	原市、大磯町、秦野市、鎌倉市、	
	葉山町、湯河原町、逗子市、藤	
	沢市、茅ヶ崎市、座間市、箱根	
	町、大和市、三浦市、海老名市、	
	厚木市、伊勢原市、綾瀬市、南	
	足柄市	
景観計画策定	横浜市、川崎市、相模原市、横	20 市町
	須賀市、真鶴町、平塚市、小田	
	原市、大磯町、秦野市、鎌倉市、	
	湯河原町、逗子市、藤沢市、茅	
	ヶ崎市、座間市、箱根町、大和	
	市、海老名市、厚木市、葉山町	
景観地区	藤沢市、鎌倉市	2市
景観重要公共施設	真鶴町、鎌倉市、横須賀市、茅	
	ヶ崎市、小田原市、横浜市、川	8 市町
	崎市、厚木市	
景観重要樹木	横須賀市、茅ヶ崎市、横浜市、	4 市
	平塚市	
景観重要建造物	逗子市、鎌倉市	2 市

3. 今後の方向性

(1) マグネットとしての「景観」

本県の黒岩知事は日頃から「マグネット神奈川」ということを言っている。マグネットのように人を引き付ける、魅力ある地域を創造していこうということと理解しているが、筆者は「景観」というものがマグネットの一つに成り得るのではないかと考えている。

例えば観光地の来客数を増やそうとすれば、そこへ 到達する交通手段を充実させる、或いはホテル・旅館 等の宿泊施設を充実させることなどが考えられる。

しかしながら、優れた景観により数多くの来客数がある地域は、意外にも交通が不便な地域である、或いは宿泊施設が充実していない地域であることが多い(例えば「栗の小径」などの修景事業で有名になった長野県小布施町は、もともと交通の便が良くなく、宿泊施設もほとんど無かった)。別に交通手段が十分でなくとも、或いは宿泊施設が充実していなくとも、優

れた景観が人を呼ぶのである。これこそマグネットであると考える。

(2) 良好な景観は経済的な価値を生むか?

上述したように、優れた景観が人を呼ぶ効果がある、 或いは経済的な価値を生むということは、感覚的には 理解出来る。例えば国土交通省でも良好な景観形成を 進めた地区では、土地などの不動産価値が上がるとし た調査報告書を公表している。

しかしながらディベロッパーなどが「良好な景観形成」をコンセプトとして、開発行為を行うことは極めて稀である。(もちろん数少ない例外はあるが。)これは経済的な利益を考える上で、例えばそこに建つ建築物の延べ面積や、共同住宅の戸数を出来るだけ多く確保するということは容易に数字に反映させることが出来るが、「良好な景観形成」は数字に反映させることが極めて困難であるからである。

こうしたことにより「良好な景観形成」は経済的な 価値を生むかもしれないにも拘わらず、実務的な開発行 為においては、ほとんど考慮されることがないのである。

また歴史的な街並み等を見れば分かる通り、良好な 景観が及ぼす経済的な価値については、長期にわたっ て少しずつ効果を表すことが多い(例えば奈良や京都 の街並みは、文字通り奈良時代や平安時代から続く歴 史の集積により固有の景観が形成され、現在でも我が 国有数の観光地として数多くの集客を得ている)。

こうしたことはディベロッパーなどが開発を終了した時点でどれ位の収益が得られるかなどの短期的な経済的価値に焦点を絞っているのと対照的である。

いずれにせよ、「なぜ景観行政が必要なのか?」或いは「良好な景観形成を進めるとどういう効果があるのか?」という問いに対して、きちんと説明できるようにしておくことは、今後の景観行政の展開を考える上で大変重要である。

(県西土木事務所 関根郷史)

参考文献

- ・茅ヶ崎市景観計画
- ・岩波書店「広辞苑」
- ・「神奈川の景観づくり」パンフレット